

信用取引サービス取扱規定

大和証券株式会社

第1条 規定の趣旨

1. 本規定は、お客様が大和証券株式会社(以下「当社」といいます。)のオンライントレード又はコンタクトセンターを利用して信用取引による有価証券の買付又は売付の取引にかかるサービス(以下「本サービス」といいます。)を利用されるに際しての取り決め(以下「本規定」といいます。)について規定するものです。
2. お客様は、信用取引を利用するにあたって、本規定のほか、関係法令諸規則、当社各規定・約款等を遵守するものとします。

第2条 本サービスの利用

1. お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に本サービスの申込みを行うことができます。
 - (1)すでに「大和証券総合取引約款」もしくは「お取引コースに関する取扱規定(法人用)」に基づき、お取引コースを「ダイワ・ダイレクト」コースと指定した取引口座を開設していること。
 - (2)信用取引制度、信用取引のリスク及び信用取引サービスの利用・取引ルールを十分に理解し、本規定、「信用取引口座設定約諾書」の内容を承諾していること。
 - (3)満20歳以上80歳未満であること。
 - (4)電話又は電子メールにより、常時直接連絡を取りうること。
2. 当社が、前項の要件及び当社が別に定める基準により、お客様による本サービス利用の可否を審査し、当社がこれを承認した場合に限り、お客様は本サービスの利用を開始できるものとします。なお、審査の結果、本サービスを利用できない場合にも、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。

第3条 取引の種類

お客様が信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

第4条 信用取引による取扱数量

お客様が信用取引により有価証券の買付又は売付の取引注文を行える数量は、当社が定めるものとします。

第5条 対象銘柄

1. お客様が信用取引を行える銘柄は当社が定めるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、金融商品取引所及び証券金融会社等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

第6条 注文の失効

お客様の取引注文を当社が受付し、はじめの売買立会開始前に、第5条第2項における指定が適用された銘柄については、お取引できないものとします。

第7条 建株の制限

1. 信用取引による同一銘柄の建株は、原則として約定価額で30億円未満又は発行済み株式数の1%未満とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。なお、当社が信用建取引の受託を停止した銘柄について、お客様の建株の額が当社が定める制限を超えている場合には、反対売買又は現引もしくは現渡により決済していただくことがあります。

第8条 委託保証金

1. 委託保証金は、信用取引の注文に先立って、当社に差し入れる前受金制とします。
2. 委託保証金の率は30%(約定価額に対する割合をいいます。以下同じ。)とします。但し、金融商品取引所、証券金融会社等又は当社が委託保証金率の規制又は変更を行った銘柄で、委託保証金の率が30%を超えて定められている場合については、この限りではありません。
3. 前項の委託保証金は、現金又は当社が指定する有価証券(以下「保証金代用証券」といいます。)をもって、当社が定める範囲内でこれに代えることができるものとします。

第9条 保証金代用証券の取扱い

1. 当社でお預かりする有価証券(当社が指定しないものを除きます。)は、原則としてすべて前条の委託保証金として差し入れるものとします。
2. 保証金代用証券の委託保証金への換算率については、当社が定めるものとします。
3. 保証金代用証券を委託保証金より引き出す場合には、引出しは、第10条に記載する委託保証金の維持率を超える範囲に限り、その範囲を超える引出しとなる場合には、超過金額分について当日中に現金又は有価証券を委託保証金として差し入れるものとします。

- 保証金代用証券において、該当株式が上場するすべての金融商品取引所で整理ポストに指定された場合には、当社は金融商品取引所が指定する日以降、保証金代用証券から当該銘柄を除外することとします。但し、株式交換・株式移転・合併等により、国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合、上場会社に吸収合併される場合には、保証金代用証券とし継続するものとします。

第10条 委託保証金の維持率及び金額

- 委託保証金の維持率は30%とします。また、その最低金額は30万円とします。
- 委託保証金が前項の維持率又はその最低金額を下回っている場合は、委託保証金からの現金及び保証金代用証券の引出し及び新規の買建又は売建は行えないものとします。
- 信用建取引により第1項の委託保証金の維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日までに第1項の維持率及び最低金額を維持するために必要な額の委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。
- お客様が第3項の所定の期日までに委託保証金を差し入れない場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の口座における全信用建株をその翌営業日以降に当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際損失が発生し、且つ委託保証金として差し入れられた現金を充当し、更に不足金が発生した場合には、その翌営業日以降に当社の任意でお客様の保証金代用証券をお客様の計算により処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- 前項の弁済充当の結果、更に残債務がある場合には、お客様は当社に対して遅滞なく残債務の弁済を行うものとします。
- 第1項の委託保証金の維持率及び最低金額は、金融商品取引所、証券金融会社等の規制もしくは制度の変更、又は当社の判断により変更されることがあります。

第11条 委託保証金の最低維持率

- 委託保証金の最低維持率は25%とします。
- 委託保証金が前項の最低維持率を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日までに、前条第1項に定める委託保証金の維持率を維持するために必要な額の追加委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。また、この場合、当社はおお客様の取引注文を、任意で取消することができるものとします。
- 委託保証金の維持率が20%を下回った場合は、お客様は下回った日の翌営業日までに、前条第1項に定める委託保証金の維持率を維持するために必要な額の追加委託保証金を、当社からの請求の有無にかかわらず当社に差し入れるものとします。また、この場合、当社はおお客様の取引注文を、任意で取消することができるものとします。
- お客様が第2項又は第3項の所定の期日までに追加委託保証金を差し入れない場合、当社はおお客様に通知することなく、その翌営業日以降におお客様の口座における全信用建株を当社の任意でお客様の計算により反対売買することができ、その際損失が発生し、且つ委託保証金として差し入れられた現金を充当し、更に不足金が発生した場合には、その翌営業日以降におお客様の保証金代用証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- 前項の弁済充当の結果、更に残債務がある場合には、お客様は当社に対して遅滞なく残債務の弁済を行うものとします。
- 未約定の取引注文が全数約定することにより、お客様が追加委託保証金の差入れを必要とすると当社が判断した場合、当社はおお客様の取引注文を、任意で取消することができるものとします。
- 第1項の最低維持率は、金融商品取引所等の規制もしくは制度の変更、又は当社の判断により変更されることがあります。

第12条 委託保証金の状況の確認

- お客様は、建株がある場合には、日々、確認時間内にオンライントレードのご利用又はコンタクトセンターへのお問合せにより、ご自身で委託保証金不足の発生等の状況を確認するものとします。
- お客様が前項に規定する委託保証金の状況の確認を怠ったことにより生じたお客様の損害について、当社は一切の責めを負わないものとします。

第13条 返済期日

- お客様が信用取引を行う場合、建株については必ず所定の返済期日の前営業日までに反対売買又は現引もしくは現渡(以下、「反対売買等」といいます。)を行うものとします。
- お客様の建株の銘柄につき、上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式移転等が行われる場合、制度信用取引においては、証券金融会社が定める返済期日を当社が定める期日に変更できるものとし、一般信用取引においては当社が定める期日を返済期日に変更できるものとします。また、これらの場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買等を行うものとします。
- 一般信用取引の売建株の銘柄につき、株式等の調達が困難となった場合等については、一定の催告期間を設定(但し、緊急かつやむを得ない事由がある場合は、催告期間を置かないことができることとします。)した上で、当社が定める期日を返済期日にできるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買又は現渡を行うものとします。
- お客様が次の各号の事由のいずれかに該当していることが判明した場合、当社は、返済期日を当社が定める日に変更できるものとします。また、この場合お客様は、当社の指定する返済期日の前営業日までに反対売買等を行うものとします。
 - お客様が意思能力を失い又は著しく低下させ回復の見込みがない等、取引の継続が困難であると当社が認めた場合
 - 当社よりお客様に対して連絡が取れない状況が続く等、当社の信用取引管理の観点から問題が生じるものと当社が判断した場合

5. 第1項、第2項、第3項、第4項で定める所定の期日までにお客様が反対売買等を行わなかった場合は、当社は返済期日当日にお客様に通知することなく、当社の任意でお客様の計算において当該建株の反対売買等が行えるものとします。返済期日当日に反対売買等を行うことができなかった場合には、当社は翌営業日以降において速やかに反対売買等を行うものとします。
6. 前項の反対売買等を行った結果、損失が発生し、且つ不足金が発生した場合には、お客様は当社に対して遅滞なくその額に相当する金銭を入金するものとします。
7. お客様が前項の金銭を入金しない場合、不足金発生日の翌営業日以降に当社はお客様の保証金代用証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

第14条 債務不履行

1. お客様が所定の期日を過ぎても債務を履行しない場合、当社は、お客様の保証金代用証券及びお取引口座の有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。また、この場合、当社はお客様の取引注文を、任意で取消することができるものとします。
2. お客様が債務を履行しない場合、当社は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第15条 保証金代用証券の売却手順

1. 本規定の条項に基づいて、当社がお客様の保証金代用証券又はそれ以外のお取引口座の有価証券の売却を行う場合には、以下の手順に沿って行います。
 - (1) 現金保証金を充当します。
 - (2) 第1号の結果、更に不足する場合は、保証金代用証券のうち株式等を売却します。なお、売却の優先順位については、最も評価額の小さい銘柄から順に、当該不足額を超えるまで、売買単位株数の整数倍を成行により売却します。また、売却する銘柄及び数量の選定は、期限とする日の最終売買価格をもって行うこととします。
 - (3) 第2号の結果、更に不足する場合は債券を売却します。なお、売却順位は第2号に規定する手順に従うこととします。
 - (4) 第3号の結果、更に不足する場合は投資信託を売却します。なお、売却順位は第2号に規定する手順に従うこととします。
 - (5) 第4号の結果、更に不足が発生する場合は、それ以外の有価証券を第2号に規定する売却手順に従い、売却するものとします。なお、更に不足する場合には遅滞なくその不足額に相当する金銭を入金するものとします。
2. お客様が債務を履行しない場合、当社は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第16条 信用取引事務管理費

信用取引事務管理費は、当社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

第17条 信用取引貸株料

信用取引貸株料は、当社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

第18条 信用取引金利

信用取引に関する金利は、当社が定めるものとし、建株決済時に清算いたします。

第19条 株式分割等の権利処理

1. お客様の建株の銘柄につき、株式分割・株式無償割当・募集株式の割当・会社分割等により、新株式等の割当又は新株予約権等の割当を受けることとなった場合、買建しているお客様は、制度信用取引、一般信用取引にかかわらず、これらを引受けることはできないものとし、当社は、次の各号に掲げる方法により処理するものとします。
 - (1) お客様の建株の銘柄につき、株式分割・株式無償割当・募集株式の割当・会社分割等により、新株の割当を受けることとなった場合、制度信用取引、一般信用取引にかかわらず、当社は、権利処理価格を当初の建単価より差し引くこと(以下、「代金決済」といいます。)で処理することとします。なお権利処理価格は、制度信用取引においては金融商品取引所が定めるものを、一般信用取引においては、当社が定めるものを使用するものとします。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、お客様の建株の銘柄につき、株式分割、株式無償割当により、金融商品取引所が定める売買単位の整数倍の新株の割当を受けることとなった場合、制度信用取引、一般信用取引にかかわらず、当社は、株式分割の分割比率・株式無償割当の割当比率に応じて、建株数を増加させ建単価を減額することで、処理するものとします。
 - (3) お客様の建株の銘柄につき、新株予約権の割当がなされた場合等において、制度信用取引、一般信用取引にかかわらず、当社は、代金決済で処理することとします。なお、権利処理価格は、制度信用取引においては金融商品取引所が定めるものを、一般信用取引においては、当社が定めるものを使用するものとします。
 - (4) 前各号の規定にかかわらず、お客様の建株の銘柄につき、制度信用取引では、金融商品取引所が、一般信用取引では、当社が、付与された権利の内容につき権利の処理を行うことが適当でないと定めた場合は、権利の処理を行わないものとします。
 - (5) 前号の規定により、権利の処理を行わない場合、当社は発生する権利を原則として放棄し、権利処理や建単価の修正を行わないものとします。
2. お客様の建株の銘柄につき、上場廃止・株式併合・合併・株式交換・株式移転等が行われ、且つ、当社が第13条第2項に定める返済期日の変更を行わなかった場合、当社は建株を継続させるため、建数を制限することができるものとします。
3. お客様の建株の銘柄につき、本条に定めのない株主権が発生した場合は、当社は、誠実にこれを処理するものとします。

第20条 お預り金等の取扱

1. 現金保証金の差入れをお預り金等より充当する場合については、差入れ及びその換金をお客様よりご指示いただくこととなります。
2. 差し入れた現金保証金を引出す場合については、その引出しをお客様よりご指示いただくこととなります。但し、委託保証金の維持率を超える範囲に限ります。
3. 信用建取引及び保証金代用証券の売却により委託保証金の不足が生じる場合、もしくは不足が生じる可能性がある場合、及び追加委託保証金の差入れが生じる場合、もしくは差入れが生じる可能性がある場合、当社はお客様に通知することなく、お客様の計算においてお預り金等を、不足分又は差額分に充当することができるものとします。

第21条 申込事項等の変更

お客様は、大和証券の口座開設申込書の記載事項等に変更があった場合、所定の手続きにより遅滞なく当社に届け出るものとします。

第22条 本サービスの利用停止・解約

1. お客様が、関係法令諸規則、当社各規定・約款等、本規定、「信用取引口座設定約諾書」及び信用取引サービスの利用・取引ルールに定める事項に違反した場合、及び違反の疑いがあると当社が判断をした場合、その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本サービスの利用を停止し又は本サービスを解約することができるものとします。
2. お客様が、すべての建株を反対売買又は現引もしくは現渡されてから新たに信用取引を行わないまま1年を経過した場合、本サービスの申込みをされてから信用取引を行わないまま1年を経過した場合、又は第5項で定める本サービスの利用再開から信用取引を行わないまま1年を経過した場合、当社は本サービスの利用を停止し又は本サービスを解約することができるものとします。
3. お客様が本サービスの解約を申し出た場合、当社は直ちに本サービスを解約します。但し、お客様の信用取引にかかる未決済の建株が残存する場合にはこの限りではありません。
4. 第1項から第3項の解約手続きのために、当社はお客様の取引注文の取消を任意で行うこと、又は一時的にお客様の取引を制限することができるものとします。
5. 本サービスが利用停止となっているお客様が、利用再開を希望される場合は、当社が、第2条第1項の要件及び当社が別に定める基準により、お客様の本サービス利用の可否を審査し、これを承認した場合に限り、お客様は本サービスの利用を再開できるものとします。審査の結果、本サービスの利用を再開できないお客様については、本サービスを解約するものとします。なお、当社はお客様にその理由を開示しないものとします。
6. 本条に基づく本サービスの利用停止又は本サービスの解約等により、お客様に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。

第23条 本サービスの利用制限

当社は、お客様のお取引状況、資産状況、意思能力の状況等を勘案の上、お客様が信用取引を行うことが不相当と判断した場合には、当社の判断によりお客様の同取引にかかるサービスの利用を制限することができるものとします。

第24条 免責事項

1. 当該信用取引にかかる株式の上場廃止などやむを得ない事由により、当社は本サービスの提供を中止し又は本サービスの内容を変更することがあります。この場合、そのためにお客様又は第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
2. 本サービスの提供に関し、当社の重大な過失による場合を除き、お客様又は第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。
3. お客様の過失などにより生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。また、かかる場合において当社に生じた費用などはお客様が負担するものとします。
4. 本サービスを利用するためにインターネットを利用する場合において、当社の重大な過失による場合を除き、インターネットに接続することによりお客様又は第三者に生じた一切の損害につき、当社はその責めを負わないものとします。

第25条 準拠法・合意管轄

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関しお客様と当社との間で生ずるすべての訴訟について、東京地方裁判所を専属的第一審裁判所とします。

第26条 規定の変更

本規定は、法令の変更もしくは監督官庁の指示・命令、又はその他必要が生じたときは、変更されることがあります。

(附 則)

1. この取扱規定は、平成26年4月1日より適用されます。

以上